

関西電力株式会社  
高浜発電所第2号機

構造、強度又は漏えいに係る  
使用前検査実施要領書

設 備 名 : 原子炉冷却系統設備

系 統 名 : 非常用炉心冷却設備  
容器

燃料取替用水タンク

要領書番号 : 原規規収第 1707215 号 04

平成30年9月

原子力規制委員会

## I 検査目的

本検査は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第49条第1項に基づき実施する原子力発電工作物の保安に関する命令（平成24年経済産業省令第69号）第17条の表第1号の工事の工程に係る使用前検査について、原子炉冷却系統設備が、認可した工事計画（※1）に従い製作され、据付けされているものであることを確認するものである。

※1：認可した工事計画とは、原子炉冷却系統設備 非常用炉心冷却設備 容器について、燃料取替用水タンクを設置する工事に係るものである。

## II 適用範囲

本検査は、電気事業法第49条第2項第1号について適合していることを確認するものである。

なお、電気事業法第49条第2項第2号については、同法第112条の3第3項により、原子力規制委員会が実施した核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の1-1に基づく使用前検査の合格をもって適合しているものとみなす。

## III 検査場所

原子力規制委員会原子力規制庁

東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

関西電力株式会社高浜発電所

福井県大飯郡高浜町田ノ浦

## IV 検査範囲

### 1 検査対象設備及び範囲

検査対象設備及び範囲は、工事計画に記載された下記の設備とする。

高浜発電所第2号機

原子力設備

名称	個数
原子炉冷却系統設備	
非常用炉心冷却設備	
容器	
燃料取替用水タンク	

## 2 工事計画認可・届出関係

認可番号 (認可年月日)
工事計画の認可番号：原規規発第 1606105 号 20160527 商第 60 号 (平成 28 年 6 月 10 日)
工事計画変更の認可番号：原規規発第 1808064 号 20180226 保第 6 号 (平成 30 年 8 月 6 日)

## V 検査方法

### 1 共通事項

#### (1) 使用前検査申請書の確認

##### ① 検査前確認事項

- a 本検査に係る使用前検査申請書(変更申請を含む。)が準備されていることを確認する。使用前検査成績書の「3 検査申請」に申請番号(変更申請番号を含む。)を記載する。
- b 検査をする工事の工程及び期日が申請書どおりであることを確認する。

### 2 検査手順

原子炉等規制法第 43 条の 3 の 1 に基づく使用前検査が終了していること及び電気事業法に基づき認可した工事計画の内容が原子炉等規制法に基づき認可した工事計画の内容と同一であることを確認する。

## VI 判定基準

工事が電気事業法に基づき認可した工事計画に従って行われたものであること。

関西電力株式会社  
高浜発電所第 2 号機

構造、強度又は漏えいに係る  
使用前検査成績書

設 備 名 : 原子炉冷却系統設備

系 統 名 : 非常用炉心冷却設備  
容器

燃料取替用水タンク

要領書番号 : 原規規収第 1707215 号 04

年 月

原子力規制委員会

使用前検査成績書

- 1 発電所名 関西電力株式会社高浜発電所第2号機
- 2 検査の種類 構造、強度又は漏えいに係る使用前検査
- 3 検査申請 使用前検査申請番号
- 4 検査期日 自 年 月 日  
至 年 月 日
- 5 検査場所 原子力規制委員会原子力規制庁  
東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル  
関西電力株式会社高浜発電所  
福井県大飯郡高浜町田ノ浦
- 6 検査範囲 高浜発電所第2号機  
原子力設備  
原子炉冷却系統設備  
非常用炉心冷却設備  
容器  
燃料取替用水タンク 一式
- 7 判定基準 工事が電気事業法に基づき認可した工事計画に従って行われたものであること。
- 8 検査結果
- 9 検査実施者 電気工作物検査官 印  
電気工作物検査官 印

関西電力株式会社  
高浜発電所第2号機

構造、強度又は漏えいに係る  
使用前検査実施要領書

設備名：燃料設備

系統名：燃料取扱設備

新燃料又は使用済燃料を取扱う機器  
使用済燃料ピットクレーン

要領書番号：原規規収第1707215号01

平成30年11月

原子力規制委員会

## I 検査目的

本検査は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第49条第1項に基づき実施する原子力発電工作物の保安に関する命令（平成24年経済産業省令第69号）第17条の表第1号の工事の工程に係る使用前検査について、燃料設備が、認可した工事計画に従い製作され、据付けされているものであることを確認するものである。

## II 適用範囲

本検査は、電気事業法第49条第2項第1号について適合していることを確認するものである。

なお、電気事業法第49条第2項第2号については、同法第112条の3第3項により、原子力規制委員会が実施した核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の11に基づく使用前検査の合格をもって適合しているものとみなす。

## III 検査場所

原子力規制委員会原子力規制庁

東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

関西電力株式会社高浜発電所

福井県大飯郡高浜町田ノ浦

## IV 検査範囲

### 1 検査対象設備及び範囲

検査対象設備及び範囲は、工事計画に記載された下記の設備とする。

高浜発電所第2号機

原子力設備

名称	個数
燃料設備 燃料取扱設備 新燃料又は使用済燃料を取扱う機器 使用済燃料ピットクレーン	1

## 2 工事計画認可・届出関係

認可番号 (認可年月日)
工事計画の認可番号：原規規発第 1606105 号、20160527 商第 60 号 (平成 28 年 6 月 10 日)
工事計画変更の認可番号：原規規発第 1808064 号、20180226 保第 6 号 (平成 30 年 8 月 6 日)

## V 検査方法

### 1 共通事項

#### (1) 使用前検査申請書の確認

##### ① 検査前確認事項

- a 本検査に係る使用前検査申請書（変更申請を含む。）が準備されていることを確認する。また、使用前検査成績書の「3 検査申請」に申請番号（変更申請番号を含む。）を記載する。
- b 検査をする工事の工程及び期日が申請書どおりであることを確認する。

### 2 検査手順

原子炉等規制法第 43 条の 3 の 1 に基づく使用前検査が終了していること及び電気事業法に基づき認可した工事計画の内容が原子炉等規制法に基づき認可した工事計画の内容と同一であることを確認する。

## VI 判定基準

工事が電気事業法に基づき認可した工事計画に従って行われたものであること。



関西電力株式会社  
高浜発電所第 2 号機

構造、強度又は漏えいに係る  
使用前検査成績書

設 備 名 : 燃料設備

系 統 名 : 燃料取扱設備

新燃料又は使用済燃料を取扱う機器  
使用済燃料ピットクレーン

要領書番号 : 原規規収第 1707215 号 01

年 月

原子力規制委員会

## 使用前検査成績書

- 1 発電所名 関西電力株式会社高浜発電所第2号機
- 2 検査の種類 構造、強度又は漏えいに係る使用前検査
- 3 検査申請 使用前検査申請番号
- 4 検査期日 自 年 月 日  
至 年 月 日
- 5 検査場所 原子力規制委員会原子力規制庁  
東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル  
関西電力株式会社高浜発電所  
福井県大飯郡高浜町田ノ浦
- 6 検査範囲 高浜発電所第2号機  
原子力設備  
燃料設備  
燃料取扱設備  
新燃料又は使用済燃料を取扱う機器  
使用済燃料ピットクレーン 1個
- 7 判定基準 工事が電気事業法に基づき認可した工事計画に従って行われたものであること。
- 8 検査実施者 電気工作物検査官 印  
電気工作物検査官 印
- 9 検査結果

関西電力株式会社  
高浜発電所第2号機

構造、強度又は漏えいに係る  
使用前検査実施要領書

設備名：原子炉冷却系統設備

系統名：余熱除去設備  
安全弁及び逃がし弁

要領書番号：原規規収第1707215号03

令和元年9月

原子力規制委員会

## I 検査目的

本検査は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第49条第1項に基づき実施する原子力発電工作物の保安に関する命令（平成24年経済産業省令第69号）第17条の表第1号の工事の工程に係る使用前検査について、原子炉冷却系統設備が、認可した工事計画に従い製作され、据付けされているものであることを確認するものである。

## II 適用範囲

本検査は、電気事業法第49条第2項第1号について適合していることを確認するものである。

なお、電気事業法第49条第2項第2号については、同法第112条の3第3項により、原子力規制委員会が実施した核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の11に基づく使用前検査の合格をもって適合しているものとみなす。

## III 検査場所

原子力規制委員会原子力規制庁

東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

関西電力株式会社高浜発電所

福井県大飯郡高浜町田ノ浦

## IV 検査範囲

### 1 検査対象設備及び範囲

検査対象設備及び範囲は、工事計画に記載された下記の設備とする。

高浜発電所第2号機

原子力設備

名称	個数
原子炉冷却系統設備 余熱除去設備 安全弁及び逃し弁	2

## 2 工事計画認可・届出関係

認可番号 (認可年月日)
工事計画の認可番号：原規規発第 1606105 号 20160527 商第 60 号 (平成 28 年 6 月 10 日)
工事計画変更の認可番号：原規規発第 1808064 号 20180226 保第 6 号 (平成 30 年 8 月 6 日)

上記以降の変更については、検査時に使用前検査申請書の変更申請により確認する。

## V 検査方法

### 1 共通事項

#### (1) 使用前検査申請書の確認

##### ① 検査前確認事項

- a 本検査に係る使用前検査申請書（変更申請を含む。）が準備されていることを確認する。使用前検査成績書の「3 検査申請」に申請番号（変更申請番号を含む。）を記載する。
- b 検査をする工事の工程及び期日が申請書どおりであることを確認する。
- c 工事計画の認可、届出番号の記載が適切であることを確認する。

### 2 検査手順

原子炉等規制法第 43 条の 3 の 1 1 に基づく使用前検査が終了していること及び電気事業法に基づき認可した工事計画の内容が原子炉等規制法に基づき認可した工事計画の内容と同一であることを確認する。

## VI 判定基準

工事が電気事業法に基づき認可した工事計画に従って行われたものであること。

関西電力株式会社  
高浜発電所第 2 号機

構造、強度又は漏えいに係る  
使用前検査成績書

設 備 名 : 原子炉冷却系統設備

系 統 名 : 余熱除去設備  
安全弁及び逃がし弁

要領書番号 : 原規規収第 1707215 号 03

年 月

原子力規制委員会

## 使用前検査成績書

- 1 発電所名 関西電力株式会社高浜発電所第2号機
- 2 検査の種類 構造、強度又は漏えいに係る使用前検査
- 3 検査申請 使用前検査申請番号
- 4 検査期日 自 年 月 日  
至 年 月 日
- 5 検査場所 原子力規制委員会原子力規制庁  
東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル  
関西電力株式会社高浜発電所  
福井県大飯郡高浜町田ノ浦
- 6 検査範囲 高浜発電所第2号機  
原子力設備  
原子炉冷却系統設備  
余熱除去設備  
安全弁及び逃し弁 2 個
- 7 判定基準 工事が電気事業法に基づき認可した工事計画に従って行われたものであること。
- 8 検査実施者 電気工作物検査官 印  
電気工作物検査官 印
- 9 検査結果

関西電力株式会社  
高浜発電所第2号機

構造、強度又は漏えいに係る  
使用前検査実施要領書

設備名：原子炉冷却系統設備

系統名：非常用炉心冷却設備

貯蔵槽

格納容器サンプルB-A

格納容器サンプルB-B

要領書番号：原規規収第1707215号05-1

令和元年7月

原子力規制委員会



## I 検査目的

本検査は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第49条第1項に基づき実施する原子力発電工作物の保安に関する命令（平成24年経済産業省令第69号）第17条の表第1号の工事の工程に係る使用前検査について、原子炉冷却系統設備が、認可した工事計画（※1）に従い製作され、据付けされているものであることを確認するものである。

※1：認可した工事計画とは、原子炉冷却系統設備 非常用炉心冷却設備 貯蔵槽について、格納容器サンプルB-A及び格納容器サンプルB-Bを設置する工事に係るものである。

## II 適用範囲

本検査は、電気事業法第49条第2項第1号について適合していることを確認するものである。

なお、電気事業法第49条第2項第2号については、同法第112条の3第3項により、原子力規制委員会が実施した核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の11に基づく使用前検査の合格をもって適合しているものとみなす。

## III 検査場所

原子力規制委員会原子力規制庁

東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

関西電力株式会社 高浜発電所

福井県大飯郡高浜町田ノ浦

#### IV 検査範囲

##### 1 検査対象設備及び範囲

検査対象設備及び範囲は、工事計画に記載された下記の設備とする。

高浜発電所第2号機

原子力設備

名称	個数
原子炉冷却系統設備 非常用炉心冷却設備 貯蔵槽 格納容器サンプルB-A	1
原子炉冷却系統設備 非常用炉心冷却設備 貯蔵槽 格納容器サンプルB-B	1

##### 2 工事計画認可・届出関係

認可番号 (認可年月日)
工事計画の認可番号：原規規発第 1606105 号 20160527 商第 60 号 (平成 28 年 6 月 10 日)
工事計画変更の認可番号：原規規発第 1808064 号 20180226 保第 6 号 (平成 30 年 8 月 6 日)

上記以降の変更については、検査時に使用前検査申請書の変更申請により確認する。

#### V 検査方法

##### 1 共通事項

###### (1) 使用前検査申請書の確認

###### ① 検査前確認事項

- a 本検査に係る使用前検査申請書(変更申請を含む。)が準備されていることを確認する。使用前検査成績書の「3 検査申請」に申請番号(変更申請番号を含む。)を記載する。
- b 検査をする工事の工程及び期日が申請書どおりであることを確認する。
- c 工事計画の認可番号の記載が適切であることを確認する。

## 2 検査手順

原子炉等規制法第43条の3の11に基づく使用前検査が終了していること及び電気事業法に基づき認可した工事計画の内容が原子炉等規制法に基づき認可した工事計画の内容と同一であることを確認する。

## VI 判定基準

工事が電気事業法に基づき認可した工事計画に従って行われたものであること。

関西電力株式会社  
高浜発電所第 2 号機

構造、強度又は漏えいに係る  
使用前検査成績書

設 備 名 : 原子炉冷却系統設備

系 統 名 : 非常用炉心冷却設備  
貯蔵槽

格納容器サンプル B - A

格納容器サンプル B - B

要領書番号 : 原規規収第 1707215 号 05-1

年 月

原子力規制委員会

## 使用前検査成績書

- 1 発電所名 関西電力株式会社 高浜発電所第2号機
- 2 検査の種類 構造、強度又は漏えいに係る使用前検査
- 3 検査申請 使用前検査申請番号
- 4 検査期日 自 年 月 日  
至 年 月 日
- 5 検査場所 原子力規制委員会原子力規制庁  
東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル  
関西電力株式会社 高浜発電所  
福井県大飯郡高浜町田ノ浦
- 6 検査範囲 高浜発電所第2号機  
原子力設備  
原子炉冷却系統設備  
非常用炉心冷却設備  
貯蔵槽  
格納容器サンプルB-A 1個  
格納容器サンプルB-B 1個
- 7 判定基準 工事が電気事業法に基づき認可した工事計画に従って行われたものであること。
- 8 検査結果
- 9 検査実施者 電気工作物検査官 印  
電気工作物検査官 印

関西電力株式会社  
高浜発電所第2号機

構造、強度又は漏えいに係る  
使用前検査実施要領書

設備名：原子炉冷却系統設備

系統名：非常用炉心冷却設備  
主配管

要領書番号：原規規収第1707215号06

令和元年10月

原子力規制委員会

## I 検査目的

本検査は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第49条第1項に基づき実施する原子力発電工作物の保安に関する命令（平成24年経済産業省令第69号）第17条の表第1号の工事の工程に係る使用前検査について、原子炉冷却系統設備が、認可した工事計画に従い製作され、据付けされているものであることを確認するものである。

## II 適用範囲

本検査は、電気事業法第49条第2項第1号について適合していることを確認するものである。

なお、電気事業法第49条第2項第2号については、同法第112条の3第3項により、原子力規制委員会が実施した核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の11に基づく使用前検査の合格をもって適合しているものとみなす。

## III 検査場所

原子力規制委員会原子力規制庁

東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

関西電力株式会社高浜発電所

福井県大飯郡高浜町田ノ浦

## IV 検査範囲

### 1 検査対象設備及び範囲

検査対象設備及び範囲は、工事計画に記載された下記の設備とする。

高浜発電所第2号機

原子力設備

名称	個数
原子炉冷却系統設備 非常用炉心冷却設備 主配管	一式

## 2 工事計画認可・届出関係

認可番号 (認可年月日)
工事計画の認可番号：原規規発第 1606105 号 20160527 商第 60 号 (平成 28 年 6 月 10 日)
工事計画変更の認可番号：原規規発第 1808064 号 20180226 保第 6 号 (平成 30 年 8 月 6 日)

上記以降の変更については、検査時に使用前検査申請書の変更申請により確認する。

## V 検査方法

### 1 共通事項

#### (1) 使用前検査申請書の確認

##### ① 検査前確認事項

- a 本検査に係る使用前検査申請書（変更申請を含む。）が準備されていることを確認する。使用前検査成績書の「3 検査申請」に申請番号（変更申請番号を含む。）を記載する。
- b 検査をする工事の工程及び期日が申請書どおりであることを確認する。
- c 工事計画の届出番号の記載が適切であることを確認する。

### 2 検査手順

原子炉等規制法第 43 条の 3 の 1 1 に基づく使用前検査が終了していること及び電気事業法に基づき認可した工事計画の内容が原子炉等規制法に基づき認可した工事計画の内容と同一であることを確認する。

## VI 判定基準

工事が電気事業法に基づき認可した工事計画に従って行われたものであること。



関西電力株式会社  
高浜発電所第 2 号機

構造、強度又は漏えいに係る  
使用前検査成績書

設 備 名 : 原子炉冷却系統設備

系 統 名 : 非常用炉心冷却設備  
主配管

要領書番号 : 原規規収第 1707215 号 06

年 月

原子力規制委員会

## 使用前検査成績書

- 1 発電所名 関西電力株式会社高浜発電所第2号機
- 2 検査の種類 構造、強度又は漏えいに係る使用前検査
- 3 検査申請 使用前検査申請番号
- 4 検査期日 自 年 月 日  
至 年 月 日
- 5 検査場所 原子力規制委員会原子力規制庁  
東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル  
関西電力株式会社高浜発電所  
福井県大飯郡高浜町田ノ浦
- 6 検査範囲 高浜発電所第2号機  
原子力設備  
原子炉冷却系統設備  
非常用炉心冷却設備  
主配管 一式
- 7 判定基準 工事が電気事業法に基づき認可した工事計画に従って行われたものであること。
- 8 検査結果
- 9 検査実施者 電気工作物検査官 印  
電気工作物検査官 印

関西電力株式会社  
高浜発電所第2号機

構造、強度又は漏えいに係る  
使用前検査実施要領書

設 備 名 : 原子炉冷却系統設備

系 統 名 : 原子炉補機冷却海水設備  
ろ過装置  
海水ストレーナ

要領書番号 : 原規規収第 1707215 号 07

平成30年7月  
原子力規制委員会

## I 検査目的

本検査は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第49条第1項に基づき実施する原子力発電工作物の保安に関する命令（平成24年経済産業省令第69号）第17条の表第1号の工事の工程に係る使用前検査について、原子炉冷却系統設備が、認可した工事計画に従い製作され、据付けされているものであることを確認するものである。

## II 適用範囲

本検査は、電気事業法第49条第2項第1号について適合していることを確認するものである。

なお、電気事業法第49条第2項第2号については、同法第112条の3第3項により、原子力規制委員会が実施した核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の11に基づく使用前検査の合格をもって適合しているものとみなす。

## III 検査場所

原子力規制委員会原子力規制庁

東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

関西電力株式会社高浜発電所

福井県大飯郡高浜町田ノ浦

## IV 検査範囲

### 1 検査対象設備及び範囲

検査対象設備及び範囲は、工事計画に記載された下記の設備とする。

高浜発電所第2号機

原子力設備

名称	個数
原子炉冷却系統設備 原子炉補機冷却海水設備 ろ過装置 海水ストレーナ	4

## 2 工事計画認可・届出関係

認可番号 (認可年月日)
原規規発第 1606105 号 20160527 商第 60 号 (平成 28 年 6 月 10 日)

### V 検査方法

原子炉等規制法第 43 条の 3 の 1 に基づく使用前検査が終了していること及び電気事業法に基づき認可した工事計画の内容が原子炉等規制法に基づき認可した工事計画の内容と同一であることを確認する。

### VI 判定基準

工事が電気事業法に基づき認可した工事計画に従って行われたものであること。

関西電力株式会社  
高浜発電所第 2 号機

構造、強度又は漏えいに係る  
使用前検査成績書

設 備 名 : 原子炉冷却系統設備

系 統 名 : 原子炉補機冷却海水設備  
ろ過装置  
海水ストレーナ

要領書番号 : 原規規収第 1707215 号 07

年 月

原子力規制委員会

使用前検査成績書

- 1 発電所名 関西電力株式会社高浜発電所第2号機
- 2 検査の種類 構造、強度又は漏えいに係る使用前検査
- 3 検査申請 使用前検査申請番号  
関原発第151号（平成29年7月21日）
- 4 検査期日 自 年 月 日  
至 年 月 日
- 5 検査場所 原子力規制委員会原子力規制庁  
東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル  
関西電力株式会社高浜発電所  
福井県大飯郡高浜町田ノ浦
- 6 検査範囲 高浜発電所第2号機  
原子力設備  
原子炉冷却系統設備  
原子炉補機冷却海水設備  
ろ過装置  
海水ストレーナ 4個
- 7 判定基準 工事が電気事業法に基づき認可した工事計画に従って行われたものであること。
- 8 検査実施者 電気工作物検査官 印  
電気工作物検査官 印
- 9 検査結果

関西電力株式会社  
高浜発電所第2号機

構造、強度又は漏えいに係る  
使用前検査実施要領書

設備名：原子炉冷却系統設備

系統名：原子炉補機冷却水設備  
原子炉補機冷却海水設備  
主配管

要領書番号：原規規収第 1707215 号 08

平成31年2月  
原子力規制委員会



## I 検査目的

本検査は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第49条第1項に基づき実施する原子力発電工作物の保安に関する命令（平成24年経済産業省令第69号）第17条の表第1号の工事の工程に係る使用前検査について、原子炉冷却系統設備が、認可した工事計画に従い製作され、据付けされているものであることを確認するものである。

## II 適用範囲

本検査は、電気事業法第49条第2項第1号について適合していることを確認するものである。

なお、電気事業法第49条第2項第2号については、同法第112条の3第3項により、原子力規制委員会が実施した核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の11に基づく使用前検査の合格をもって適合しているものとみなす。

## III 検査場所

原子力規制委員会原子力規制庁

東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

関西電力株式会社高浜発電所

福井県大飯郡高浜町田ノ浦

## IV 検査範囲

### 1 検査対象設備及び範囲

検査対象設備及び範囲は、工事計画に記載された下記の設備とする。

高浜発電所第2号機

原子力設備

名称	個数
原子炉冷却系統設備 原子炉補機冷却水設備 原子炉補機冷却海水設備 主配管	一式

## 2 工事計画認可・届出関係

認可番号 (認可年月日)
工事計画の認可番号：原規規発第 1606105 号 20160527 商第 60 号 (平成 28 年 6 月 10 日)
工事計画変更の認可番号：原規規発第 1808064 号 20180226 保第 6 号 (平成 30 年 8 月 6 日)

上記以降の変更については、検査時に使用前検査申請書の変更申請により確認する。

## V 検査方法

### 1 共通事項

#### (1) 使用前検査申請書の確認

##### ① 検査前確認事項

- a 本検査に係る使用前検査申請書(変更申請を含む。)が準備されていることを確認する。使用前検査成績書の「3 検査申請」に申請番号(変更申請番号を含む。)を記載する。
- b 検査をする工事の工程及び期日が申請書どおりであることを確認する。
- c 工事計画の認可、届出番号の記載が適切であることを確認する。

### 2 検査手順

原子炉等規制法第 43 条の 3 の 1 1 に基づく使用前検査が終了していること及び電気事業法に基づき認可した工事計画の内容が原子炉等規制法に基づき認可した工事計画の内容と同一であることを確認する。

## VI 判定基準

工事が電気事業法に基づき認可した工事計画に従って行われたものであること。

関西電力株式会社  
高浜発電所第 2 号機

構造、強度又は漏えいに係る  
使用前検査成績書

設 備 名 : 原子炉冷却系統設備

系 統 名 : 原子炉補機冷却水設備  
原子炉補機冷却海水設備  
主配管

要領書番号 : 原規規収第 1707215 号 08

年 月

原子力規制委員会

使用前検査成績書

- 1 発電所名 関西電力株式会社高浜発電所第2号機
- 2 検査の種類 構造、強度又は漏えいに係る使用前検査
- 3 検査申請 使用前検査申請番号
- 4 検査期日 自 年 月 日  
至 年 月 日
- 5 検査場所 原子力規制委員会原子力規制庁  
東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル  
関西電力株式会社高浜発電所  
福井県大飯郡高浜町田ノ浦
- 6 検査範囲 高浜発電所第2号機  
原子力設備  
原子炉冷却系統設備  
原子炉補機冷却水設備  
原子炉補機冷却海水設備  
主配管 一式
- 7 判定基準 工事が電気事業法に基づき認可した工事計画に従って行われたものであること。
- 8 検査実施者 電気工作物検査官 印  
電気工作物検査官 印
- 9 検査結果

関西電力株式会社  
高浜発電所第2号機

構造、強度又は漏えいに係る  
使用前検査実施要領書

設備名 : 放射線管理設備  
原子炉格納施設

系統名 : 生体遮へい装置  
外部遮蔽  
二次格納施設  
鋼製格納容器  
外周コンクリート壁  
外部しゃへい建屋 (2次格納施設)

要領書番号 : 原規規収第 1707215 号 12

令和元年 5 月

原子力規制委員会

## I 検査目的

本検査は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第49条第1項に基づき実施する原子力発電工作物の保安に関する命令（平成24年経済産業省令第69号）第17条の表第1号の工事の工程に係る使用前検査について、放射線管理設備及び原子炉格納施設が、認可した工事計画に従い製作され、据付けされているものであることを確認するものである。

## II 適用範囲

本検査は、電気事業法第49条第2項第1号について適合していることを確認するものである。

なお、電気事業法第49条第2項第2号については、同法第112条の3第3項により、原子力規制委員会が実施した核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の11に基づく使用前検査の合格をもって適合しているものとみなす。

## III 検査場所

原子力規制委員会原子力規制庁

東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

関西電力株式会社高浜発電所

福井県大飯郡高浜町田ノ浦

## IV 検査範囲

### 1 検査対象設備及び範囲

検査対象設備及び範囲は、工事計画に記載された下記の設備とする。

高浜発電所第2号機

原子力設備

名称	個数
放射線管理設備 生体遮へい装置 外部遮蔽	一式
原子炉格納施設 二次格納施設 鋼製格納容器 外周コンクリート壁 外部しゃへい建屋（2次格納施設）	一式

## 2 工事計画認可・届出関係

認可番号 (認可年月日)
工事計画の認可番号：原規規発第 1606105 号 20160527 商第 60 号 (平成 28 年 6 月 10 日)
工事計画変更の認可番号：原規規発第 1808064 号 20180226 保第 6 号 (平成 30 年 8 月 6 日)

上記以降の変更については、検査時に使用前検査申請書の変更申請により確認する。

## V 検査方法

### 1 共通事項

#### (1) 使用前検査申請書の確認

##### ① 検査前確認事項

- a 本検査に係る使用前検査申請書（変更申請を含む。）が準備されていることを確認する。使用前検査成績書の「3 検査申請」に申請番号（変更申請番号を含む。）を記載する。
- b 検査をする工事の工程及び期日が申請書どおりであることを確認する。
- c 工事計画の認可番号の記載が適切であることを確認する。

### 2 検査手順

原子炉等規制法第 43 条の 3 の 1 1 に基づく使用前検査が終了していること及び電気事業法に基づき認可した工事計画の内容が原子炉等規制法に基づき認可した工事計画の内容と同一であることを確認する。

## VI 判定基準

工事が電気事業法に基づき認可した工事計画に従って行われたものであること。

関西電力株式会社  
高浜発電所第 2 号機

構造、強度又は漏えいに係る  
使用前検査成績書

設 備 名 : 放射線管理設備  
原子炉格納施設

系 統 名 : 生体遮へい装置  
外部遮蔽  
二次格納施設  
鋼製格納容器  
外周コンクリート壁  
外部しゃへい建屋 (2 次格納施設)

要領書番号 : 原規規収第 1707215 号 12

年 月

原子力規制委員会



## 使用前検査成績書

- 1 発電所名 関西電力株式会社高浜発電所第2号機
- 2 検査の種類 構造、強度又は漏えいに係る使用前検査
- 3 検査申請 使用前検査申請番号
- 4 検査期日 自 年 月 日  
至 年 月 日
- 5 検査場所 原子力規制委員会原子力規制庁  
東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル  
関西電力株式会社高浜発電所  
福井県大飯郡高浜町田ノ浦
- 6 検査範囲 高浜発電所第2号機  
原子力設備  
放射線管理設備  
生体遮へい装置  
外部遮蔽 一式  
原子炉格納施設  
二次格納施設  
鋼製格納容器  
外周コンクリート壁  
外部しゃへい建屋（2次格納施設） 一式
- 7 判定基準 工事が電気事業法に基づき認可した工事計画に従って行われたものであること。

8 検査実施者 電気工作物検査官

印

電気工作物検査官

印

9 検査結果

関西電力株式会社  
高浜発電所第2号機

構造、強度又は漏えいに係る  
使用前検査実施要領書

設備名：原子炉格納施設

系統名：原子炉格納容器

原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部  
電気配線貫通部

要領書番号：原規規収第1707215号16

平成29年8月

原子力規制委員会

## I 検査目的

本検査は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第49条第1項に基づき実施する原子力発電工作物の保安に関する命令（平成24年経済産業省令第69号）第17条の表第1号の工事の工程に係る使用前検査について、原子炉格納施設が、認可した工事計画（※1）に従い製作され、据付けされているものであることを確認するものである。

※1：認可した工事計画とは、原子炉格納施設 原子炉格納容器 原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部 電気配線貫通部の一部について、型式を変更する工事に係るものである。

## II 適用範囲

本検査は、電気事業法第49条第2項第1号について適合していることを確認するものである。

なお、電気事業法第49条第2項第2号については、同法第112条の3第3項により、原子力規制委員会が実施した核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の11に基づく使用前検査の合格をもって適合しているものとみなす。

## III 検査場所

原子力規制委員会原子力規制庁

東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

## IV 検査範囲

### 1 検査対象設備及び範囲

検査対象設備及び範囲は、工事計画に記載された下記の設備とする。

高浜発電所第2号機

原子力設備

名称	個数
原子炉格納施設 原子炉格納容器 原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部 電気配線貫通部	5

## 2 工事計画認可・届出関係

認可番号 (認可年月日)
原規規発第 1606105 号 20160527 商第 60 号 (平成 28 年 6 月 10 日)

### V 検査方法

原子炉等規制法第 43 条の 3 の 1 1 に基づく使用前検査が終了していること及び電気事業法に基づき認可した工事計画の内容が原子炉等規制法に基づき認可した工事計画の内容と同一であることを確認する。

### VI 判定基準

工事が電気事業法に基づき認可した工事計画に従って行われたものであること。

関西電力株式会社  
高浜発電所第 2 号機

構造、強度又は漏えいに係る  
使用前検査成績書

設 備 名 : 原子炉格納施設

系 統 名 : 原子炉格納容器

原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部  
電気配線貫通部

要領書番号: 原規規収第 1707215 号 16

年 月

原子力規制委員会

使用前検査成績書

- 1 発電所名 関西電力株式会社高浜発電所第2号機
- 2 検査の種類 構造、強度又は漏えいに係る使用前検査
- 3 検査申請 使用前検査申請番号  
関原発第151号（平成29年7月21日）
- 4 検査期日 自 年 月 日  
至 年 月 日
- 5 検査場所 原子力規制委員会原子力規制庁  
東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
- 6 検査範囲 高浜発電所第2号機  
原子力設備  
原子炉格納施設  
原子炉格納容器  
原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部  
電気配線貫通部 5個
- 7 判定基準 工事が電気事業法に基づき認可した工事計画に従って行われたものであること。
- 8 検査結果
- 9 検査実施者 電気工作物検査官 印  
電気工作物検査官 印